

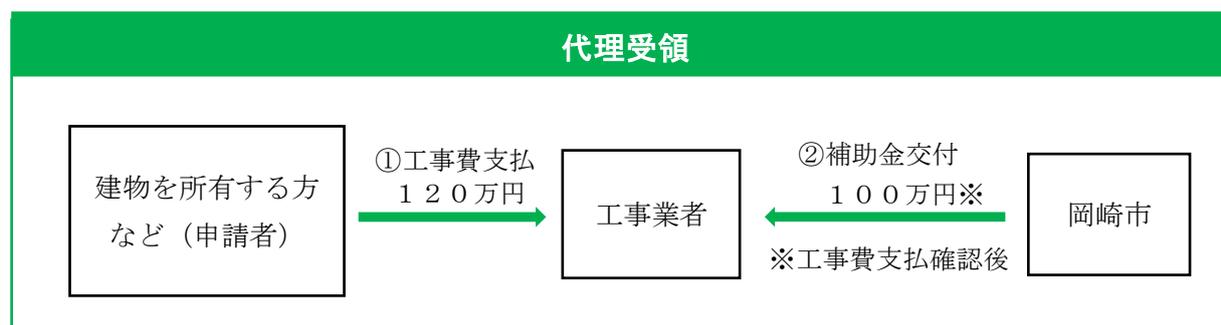
岡崎市耐震等関連事業費補助金 代理受領のご案内

岡崎市では、平成30年4月から耐震等関連事業費補助金の代理受領ができるようになりました。

●代理受領とは？

建物を所有する方など（申請者）が岡崎市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除されます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいため、当初の負担が軽減されます。

<例>工事費220万円、補助金額100万円の場合



●代理受領ができる事業は？

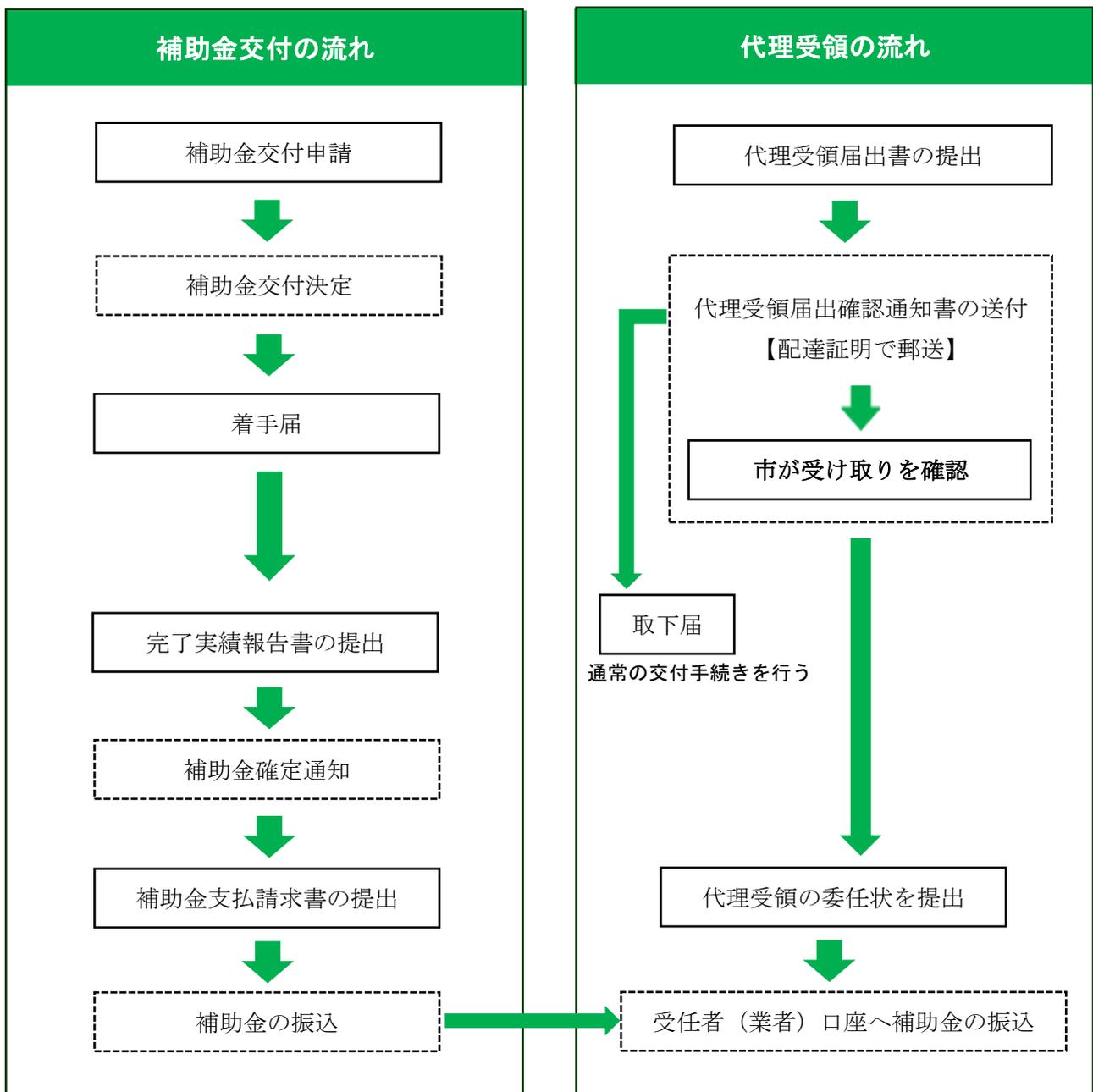
以下の補助金を受けて工事等を行う場合に代理受領ができます。（ただし、区分所有された住宅に関する場合を除き、申請者は個人に限ります。）

- ・ 木造住宅耐震改修工事費等補助事業
- ・ 非木造住宅耐震改修工事費等補助事業
- ・ 耐震診断義務化建築物耐震改修工事費補助事業
- ・ 段階的耐震改修工事費等補助事業
- ・ 木造住宅耐震省エネ改修工事費等補助事業
- ・ 住宅除却事業費補助事業
- ・ 耐震シェルター等整備費補助事業
- ・ 土砂災害対策改修事業費補助事業
- ・ アスベスト除却等工事費補助事業
- ・ 瓦屋根耐風対策事業費補助事業

●代理受領したい方は

- ・補助金交付申請にあわせ別途書類の提出が必要です。
- ・代理受領の手続きの流れについては以下をご覧ください。
- ・申請者と工事業者が代理受領を行うことについて確実に合意してはなりません。双方でよく打合せのうえ決めてください。
- ・岡崎市では、代理受領を行うことについて申請者へ意思確認するため、代理受領届出確認通知書を配達証明で郵送します。受け取りが確認できない場合は、代理受領ができませんのでご注意ください。

●代理受領の流れ



●お問合せは 岡崎市 住環境政策課 住宅施策係（西庁舎1階）
TEL 0564-23-6709 FAX 0564-23-7528